

# 西岡病院 院内感染対策指針

## 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

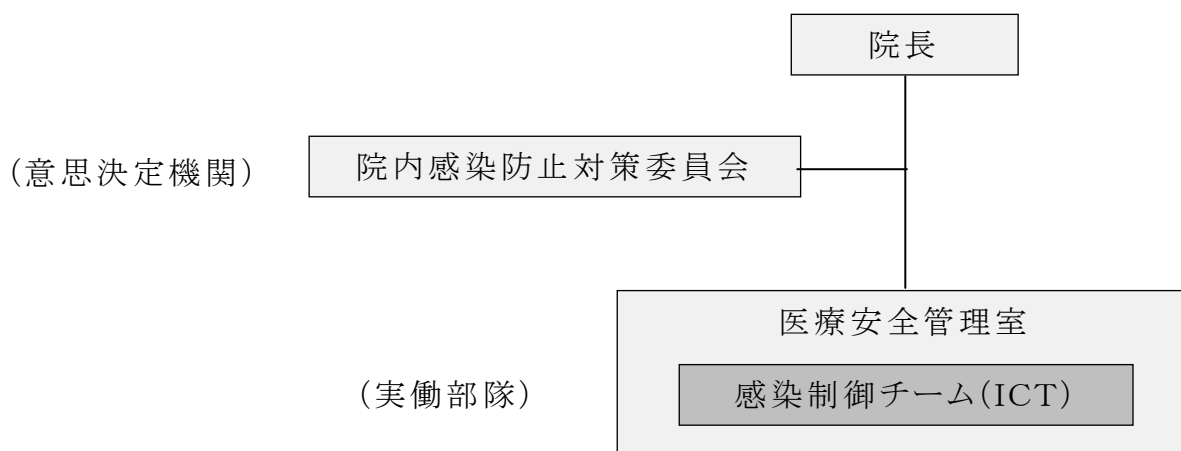
院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療を実践できるように本指針を定める。

## 2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

院内感染防止対策に係る意思決定機関として、各部署の責任者等から構成される院内感染防止対策委員会を設置する。委員会は院長が委員長を務め、院内感染防止対策は委員会の検討を経て、日常業務化する。

院内感染防止対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の感染防止対策を担うため、医療安全管理室に感染制御チームを設置する。チームは医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師から構成し、迅速且つ機動的に活動を行う。

なお、委員会及び組織の運営等については、別途、規定に定める



## 3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、全職員に周知徹底し、知識と技術の向上を図ることを目的に実施する。

職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、対象限定サーベ

イランスを必要に応じて実施し、その結果を感染対策に生かす。

感染症法に基づき報告が義務づけられている感染症が発生した場合、主治医は保健所に届出を行う。

#### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

重要な検討事項、異常な感染症発生時および発生が疑われた際は、その状況および患者への対応等を院長へ報告する。院長は院内感染防止対策委員会を開催し、速やかに発生原因を究明し、改善策を立案した上で、実施のために全職員への周知徹底を図る。

#### 6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員は患者との情報の共有に努め、患者およびその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

#### 7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策マニュアルを作成し、職員への周知徹底を行うとともに、感染症の動向に着目し改訂を行う。職員は院内感染防止対策マニュアルに従って、常に感染予防対策の遵守及び職業感染の防止に努める。

職員は自らが院内感染源とならないようにするため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

平成19年4月 制定  
平成22年4月 改定  
平成23年10月 改定  
平成25年3月 改定  
平成29年9月 改定